○経済産業省告示第百六十七号

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第三項第八号の規定に基づき、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十五日

経済産業大臣　海江田万里

第四条第三号ロ中「第三十四条」を「第二十二条」に改め、同号ト中「充てん」を「充塡」に、「若しくは液化フルオロカーボン百三十四ａ」を「、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四ａ、液化フルオロカーボン四百四Ａ、液化フルオロカーボン四百七Ｃ若しくは液化フルオロカーボン五百七Ａ」に改め、同号チを次のように改める。

チ　エアゾール以外の液化ガスにあっては、次の表の上欄の容器の種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル（当該容器が円筒形であって、底面の直径が八センチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあっては、二百五十立方センチメートル。以下同じ。）以上のものは日本工業規格Ｚ８３０５に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあっては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Ｚ８３０５に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあっては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあっては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Ｚ８３０５に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Ｚ８３０５に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充塡されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあっては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあっては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであって通関前のものについては、この限りでない。

容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
燃料容器（燃料用に可燃性ガスを充塡した容器をいう。以下同じ。）であってカートリッジガスこんろ（液化石油ガスを充塡した容器が部品又は附属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろをいう。以下同じ。）に使用することができるもの	火気と高温に注意	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一　こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二台以上並べて使用しないこと。 二　高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 三　火の中に入れないこと。 四　使い切って捨てること。 五　ガスを再充塡しないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類
燃料容器であってカートリッジガスこんろに使用することができないもの	火気と高温に注意	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一　高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二　火の中に入れないこと。 三　使い切って捨てること。 四　ガスを再充塡しないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類
燃料容器以外の容器であって可燃性ガスを充塡したもの	火気と高温に注意	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一　炎や火気の近くで使用しないこと。 二　火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三　高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四　火の中に入れないこと。 五　使い切って捨てること。 高圧ガス：使用するガスの種類
燃料容器以外の容器であって可燃性ガス以外のガスを充塡したもの	高温に注意	高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一　高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二　火の中に入れないこと。 三　使い切って捨てること。 高圧ガス：使用するガスの種類

備考

一　「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。

二　「度」の部分は、「℃」と表示することができる。

三　「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメチルエーテル等使用するガスの具体的名称を表示することとする。

なお、名称は略称で表示することができる。

四　「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるものであって表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあっては、省略することができる。

第四条第三号リ中「ひらがな」を「平仮名」に、「充てん」を「充塡」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現に改正前の高圧ガス保安法施行令関係告示の規定に基づき表示された容器については、改正後の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第七百五十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道敦賀線	小浜市岡津六六号姥ヶ谷十四番二から同市府中四二号西念寺田四番まで	平成二十三年七月十六日十五時